

## 事前質問に対する回答

- ① 宿泊税の支払いを拒否した場合（宿泊客）、市が直接徴収するのか。  
宿泊税の支払を拒否された場合の対応方法は。

A 法令上は、仮に納税されなかった場合は、特別徴収義務者である宿泊事業者が本市に納入した上で、納税拒否をした宿泊者に求償することとなります（地方税法第733条の15第4項）。本市としても、周知徹底に努めますので、宿泊客の方に納税の義務があることをご説明いただき、お支払いいただくようお願いいたします。

また、宿泊料金と合わせて事前に徴収いただくなど、宿泊事業者の徴収のしやすい方法により徴収していただいても構いません。

- ② 旅館業の許可を受けた者と実際に経営している者が異なる場合はどうなるのか。

A 宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設に関して旅館業の許可を受けた方及び住宅宿泊事業の届出をした方（以下「宿泊事業者」といいます。）ですが、宿泊事業者と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合や、委託契約等により宿泊施設経営の決定権が宿泊事業者以外の方にある場合などは、宿泊事業者以外の方で宿泊税の納入に責任を持つ方を本市が特別徴収義務者として個別に指定することがありますので、詳しくは税務課までお問い合わせください。

- ③ お客様がお越しにならず（不泊）、キャンセル料（100%）を頂く場合は宿泊税も頂いて良いのでしょうか。  
また、数日前のキャンセル料（10%、50%など）に関しても頂かなければならないのでしょうか。

A キャンセル料を契約上「違約金」として取り扱う場合は、宿泊税は課税されません。ただし、契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、そのキャンセル料金を宿泊料金とみなし、宿泊税の課税対象となります。

- ④ 14時から17時の3時間といった、当日のみの利用の場合（小休憩）及び23時から25時といった、日をまたぐ利用の場合の取扱いは。  
また、会議利用（2～3時間）のみとしての利用の場合の取扱いは。

A 当日のみの利用（いわゆるデユース）の場合は、宿泊税の課税対象とはなりません。ただし、この利用による料金を契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、宿泊税の課税対象となります。

また、日をまたぐ利用については、その利用が宿泊契約でない場合であっても、日をまたぐ6時間以上の利用であれば、宿泊とみなし、課税対象となります。後段のご質問の場合は、日をまたぎますが6時間未満の利用となりますので、宿泊税は課税されません。

なお、客室を会議のために利用する場合は、当日のみの利用の取扱いと同様となりますが、客室ではなく、会議室の使用に対する金額は、宿泊料金には含まれません。

⑤ ラブホテルのような休憩・宿泊の区切りがある場合は、どのように宿泊税を算出するのか。  
そのためにシステムを変更することになった場合、補助金は出るのか。

- A 宿泊税の課税対象となる宿泊の基準は、次のとおりです。  
ア その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの  
イ ア以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの  
休憩契約の場合は「イ」、宿泊契約の場合は「ア」の基準により取り扱っていただくこととなります。  
また、システム変更や事務経費に係る補助については、先行自治体と同様に交付金制度を設ける予定としています。

⑥ キャンプ場（バンガロー、テントサイト）は対象なのか。  
料金は1サイトあたりの設定ですが、宿泊税は1人当たりとなるのか。  
年齢を問わず徴収するのか。

- A 宿泊税の課税対象となる施設は、金沢市内に所在する、旅館業の許可を受けて営業を行う施設（旅館・ホテル、簡易宿所）又は住宅宿泊事業の届出をして住宅宿泊事業を営む住宅ですので、バンガローは旅館業の許可を受けていれば課税対象ですが、旅館業の許可が必要ないテントサイトは課税対象ではありません。  
また、宿泊税は、宿泊者の年齢にかかわらず、1人1泊当たりの宿泊料金により200円又は500円の宿泊税が課税されます。  
なお、1棟（室）を単位として料金が設定されているなど1人当たりの宿泊料金が不明の場合は、1棟（室）1泊当たりの宿泊料金の総額を宿泊者の総数で除して得た額を1人当たりの宿泊料金とし、人数分の宿泊税が課税されます。

⑦ 旅館の場合、夕食と朝食がセットになった料金体形ですが、宿泊代と飲食代の合計で税額が決定されるのか。

- A 宿泊に付随して提供される食事、宴会等の料金（以下「食事料金等」といいます。）が宿泊料金に含まれている場合は、食事料金等に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。  
ただし、朝食無料サービス等、宿泊以外の利用行為が無料で提供される場合は、食事料金等に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

⑧ 素泊まり料金のサービス料込みまで対象でしょうか。

- A 宿泊料金には、いわゆる宿泊料のほか、宿泊者の意思にかかわらず請求される清掃代、寝具代、入浴料、寝衣代その他これらに係るサービス料、奉仕料等が含まれます。

⑨ 一泊一人〇〇円なのか。3～5連続で宿泊される場合は。

A 宿泊税は、宿泊者の年齢にかかわらず、1人1泊当たりの宿泊料金により200円又は500円の宿泊税が宿泊数分課税されます。

なお、連続して宿泊（以下「連泊」といいます。）をしたことにより連泊割引が適用された場合で、宿泊日ごとに割引率が明確なときは、通常の宿泊料金に対し宿泊日ごとに割引計算をした金額を宿泊料金とします。

また、連泊期間を一括して割引を行った場合は、割引後の宿泊料金の総額を宿泊数で除して得た額を宿泊料金とします。

⑩ ホテル発行の無料宿泊券をご利用の場合の取扱いは。

A 宿泊施設が独自に宿泊者に対して通常の宿泊料金の一定割合・金額を値引きして請求する場合は、値引き後の宿泊者が支払うべき金額が宿泊料金となります。ご質問のケースがこの場合であれば、宿泊料金が0円であるため、宿泊税は課税されません。

なお、第三者からの支払がある場合で、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合は、宿泊者の支払うべき金額と第三者からの支払われた金額を合算した金額が宿泊料金となります。したがって、ホテル発行の宿泊券を第三者が購入し、宿泊者が使用した場合は、宿泊税が課税されます。

⑪ 宿泊料の全額をポイント（当ホテルチェーンのみ使用可）で支払われる場合は、宿泊料に宿泊税を盛り込んでも可能でしょうか。もしくは宿泊税はポイントなどの支払いは不可でしょうか。あくまでもホテル内での会計であって特に納税に関しては何も変わらないという解釈で良いでしょうか。

A 当該宿泊施設独自のポイント制度に基づくポイント利用等があった場合は、宿泊施設が宿泊者に対して通常の宿泊料金の一定割合・金額を値引きして請求する場合と同様に、ポイント利用後（値引き後）の宿泊者が支払うべき金額が宿泊料金となります。ご質問の場合は、ポイント利用後の宿泊者が支払うべき宿泊料金が0円ということになりますので、宿泊税は課税されません。

なお、宿泊料金の一部を独自のポイントで支払われた場合は、ポイント利用後（値引き後）の宿泊者が支払うべき金額について宿泊税が課税されますが、宿泊税の徴収については、現金、クレジットカード、ポイント利用等、宿泊事業者の徴収のしやすい方法により徴収していただいて構いません。

⑫ 売り掛けの場合は振込していただいた月の翌月に税金支払いとするのですか。宿泊した月の翌月に納税となるのですか。お客様が泊まった日を基準にするのか。支払日を基準にするのか。

A 宿泊税は、宿泊客が宿泊した日を基準として申告納入を行っていただきますようお願いいたします。

⑬ ご利用後に料金変更が発覚した場合は下記の例のように宿泊税も変更する必要があるのでしょうか（特に月をまたいだ際）。

例 本来、23,500円（＋宿泊税500円）を請求すべきところ、誤って19,500円（＋宿泊税200円）で頂戴し、後日金額の変更に気づき請求する際、差額の4,000円に合わせて、宿泊税の差額300円を頂く必要はありますか。

A 宿泊税は宿泊料金により税率が定められているため、ご質問の場合においては、ご指摘のとおり差額を徴収していただく必要があります。

なお、宿泊税の申告後に料金変更があった場合は、差額徴収分の納入に加え、修正申告が必要となりますので、ご注意ください。

⑭ なぜ、帳簿をすべて電子化する必要があるのか。

A 宿泊税条例の規定により、帳簿の備付けとその帳簿に記載された取引等に関して作成又は受領をした書類を保存していただく必要がありますが、帳簿等の電子化は必須ではなく、紙媒体の帳簿等で差し支えありません。

国税等で既に電磁的記録（電子データ）による保存を行っており、宿泊税でも同様の保存方法を希望する場合には、帳簿書類の電子化（保存）も可能です。別途申請が必要となりますので、税務課までお問い合わせください。

⑮ 宿泊税のために、国税のようにホテルの経営情報等をすべて開示しなければいけないのか。

A 宿泊税条例の規定により帳簿に記載いただく事項は、宿泊年月日、宿泊料金（宿泊に伴う売上げとして、通常、帳簿等に記載されている額）及び宿泊者数と宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額です。

また、保存いただく書類としては、宿泊の際に作成される売上傳票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額の記載があるものです。

したがって、宿泊税の申告や納入が適正に行われているかを確認できる内容の保存等をお願いするものです。

⑯ 宿泊者より宿泊税をいただいた場合、領収書またはレシートに「宿泊税〇〇円」と記載するより、預かり証を別途作成し、「〇〇〇〇様外〇名 宿泊税〇〇円  
平成 年 月 日特別徴収義務者 〇〇ホテル 印」とする方が望ましいと思われ  
ますが、如何か。

A 領収書等の表示方法は、任意の形式で結構ですので、ご質問の、宿泊税分のみの領収書等の発行も可能です。ただし、宿泊税に相当する金額を明確に区分していない場合は、宿泊税を含んだ宿泊料金が消費税及び地方消費税の課税対象となりますので、ご注意ください。

⑰ 特別徴収義務者の事務的負担について軽視されているにも拘わらず、罰則は大変厳しいと感じます。施行前に十分な議論がなされるべきでした。

A 特別徴収義務者に科される罰則等については、他の市税をはじめ、国税・県税においても同様に設けられており、いずれも税の公平性等を確保するため法令に規定されておりますので、ご理解いただきますようお願いします。

また、明年4月の宿泊税課税開始以降、ご指摘の罰則等が特別徴収義務者に適用されることのないよう、本市としても、宿泊税に関する課税・徴収事務について周知に努めてまいります。

⑱ 「1泊2食付サービス料込税金別（消費税、入湯税）」の方法で精算が大半の旅館業について、部屋、宿泊、料理（食事）の割合を届出し納税することは可能か。泊食分離のソフト開発導入はコスト面でも現行でも不可能、人員把握も難しい。

A 宿泊税の課税対象となる宿泊料金とは、宿泊に伴う料金のほか、その名称にかかわらず、宿泊者が宿泊の対価又は負担として宿泊施設に支払うべき金額をいい、ご質問の場合では、「料理（食事）」を除いたものがその対象になると思われまます。宿泊料金の取扱いについては、手引にも記載がありますので、ご確認ください。

また、具体的な事例で判断がつかない場合がありますら、税務課までお問い合わせください。

⑲ 子供、学生（修学旅行）の対応は（入湯税は現行免除となっているが、免除の検討はされているか。）。

研修、学習を目的とした場合、現在誘客をすすめているのに、決定しても他縣市へ変わることも考えられる。

A 修学旅行等については、課税の公平性、特別徴収義務者の負担軽減の観点から、できる限り簡素でわかりやすい仕組みが望ましいという宿泊事業者団体からのご意見やご要望を踏まえ、課税免除を設けないこととしましたが、別途支援措置を講じることで対応したいと考えております。

なお、宿泊税は、宿泊者の年齢にかかわらず課税されます。

⑳ 市担当者は議員にどの位時間と詳細を説明したのか。

A 本市の宿泊税については、経済団体や市議会からの提案を受けて検討を開始し、北陸新幹線開業による影響検証会議からも「京都市の制度を基本に導入を早急に検討する必要がある」との提言があったことから、市の検討案を議会や宿泊事業者に説明し、宿泊事業者のご意見やご要望を踏まえ、検討案を一部見直したうえで、議会に条例案を提出し、議決されたものです。

市議会及び所管の総務常任委員会には、新幹線開業による影響検証会議での議論や宿泊税に関する市内プロジェクトチームの検討状況、宿泊事業者に対する説明会、パブリックコメントの実施などについて、随時報告してきたほか、この間、別途説明を求められた会派や議員に説明してきたところです。

⑳ 目的税なのか。何に使用されるのか。観光税なのか。

A 宿泊税は、「金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策」に要する費用に充てるために導入した法定外目的税です。

宿泊税の税収は、次の施策のうち、新規事業又は拡充する事業に活用されます。

- ・まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興を図る施策
- ・観光客の受入れ環境の充実を図る施策
- ・市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策

具体的な内容については、毎年度の予算及び決算に合わせて公表することとしています。

㉑ 小さな宿泊施設の税率が高い。

A 税率については、宿泊料金にかかわらず、宿泊客の方が受ける行政サービスに変わりはないとの考えから、すべての宿泊の方に広く負担をお願いするものです。

㉒ 旅行者への案内文書、案内板、ポスター等の徹底。

A 本市としても、金沢公式ホームページへの情報の掲載や広報物の掲示、旅行業者等への周知等、制度周知に努めてまいります。

㉓ 収容人員10名以下の施設は対象外とすべきです。

A 北陸新幹線開業による影響検証会議から「全ての宿泊施設利用者を対象とする京都市の制度を基本に導入を早急に検討する必要がある」との提言があり、宿泊事業者団体からのご意見も踏まえ、現在の制度としたところです。

また、宿泊される施設の規模にかかわらず、宿泊客の方が受ける行政サービスに変わりはないとの考えから、すべての宿泊の方に広く負担をお願いするものです。